

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第6回手数料あり方検討部会

平成21年4月21日（火）

大阪市環境局 第1会議室

開 会 午前10時

○山崎事業企画担当課長代理

おはようございます。ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会第6回手数料あり方検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、環境局総務部事業企画担当課長代理の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、審議会の事務局についてご報告させていただきます。

大阪市におきましては、この4月1日付けで組織改正がございまして、大阪市廃棄物減量等推進審議会を担当させていただく部署が、それまでの環境局企画部企画担当から環境局総務部事業企画担当となりました。

また、環境局におきましては、市民・事業者の皆さんとの協働により、ごみ減量・リサイクルの促進及び地球環境問題に対する取り組みを推進するため、環境施策部が新設されました。

事務局につきましても、補職名の変更、人事異動などがございましたので、私からご紹介をさせていただきます。

まず、補職名が変更となった者でございますが、企画部企画担当課長でございました深津につきまして、総務部事業企画担当課長となりました。同じく、収集輸送効率化担当課長でございました松本につきましては、事業部事業改革担当課長となりました。

次に、人事異動に伴いまして、昨年度の山本事業部一般廃棄物規制担当課長の後任として着任いたしました、大谷事業部一般廃棄物規制担当課長でございます。

最後に、新しく設置されました環境施策部の縣事業系ごみ減量担当課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○山崎課長代理

次に、委員の出席状況について、ご報告いたします。本日、田村委員のご欠席の連絡をいただいております。部会委員数4名のところ、3名の委員の出席をいただいております、半数以上の委員の出席がございます。審議会規則第5条第2項の規定を準用し、当

部会が有効に成立していますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、村田部会長にお願いいたします。

○村田部会長

皆さん、おはようございます。

報道機関ですけれども、今日はNHKさんが取材に来ておられます。写真撮影は議事の前にお願いするわけですけど、今日はビデオらしいので、随時、議事の進行の妨げにならない程度にやっていただいて結構かと思います。そのほかの撮影は、議事進行前にお願いしたいと思います。それはございますでしょうか。

○山崎課長代理

共同通信社さんと時事通信社さんがおみえになっています。

○村田部会長

撮影は、以上のとおりよろしくお願ひします。

議事ですけれども、『報告（案）』を資料として添付していただいておりますので、その説明をお願いします。資料説明が終わりましたら、委員の先生方から意見をお願いしたいと思います。

○深津事業企画担当課長

それでは、お手元にお配りしております『ごみ処理手数料のあり方について（報告）（案）』に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。

前回の部会では、ごみ処理手数料のあり方に関するこれまでの検討状況、それから部会報告の方向性についてご審議いただき、一定のご了解をいただきましたので、それに基づきまして、今回、部会報告の案をまとめました。内容につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

1 ページ、「1. はじめに」でございます。ここにつきましては、これまでの前提、経過等について簡単に触れております。第1段落では、平成17年8月に審議会で「基本計画の基本的な考え方について」という答申をいただいておりますが、この際にも、減量促進、受益者負担の公平性確保の観点から経済的手法を採用することの必要性が訴えられておりました。それから、事業系ごみにつきましては、排出事業者責任の徹底の観点から、適正な費用負担を求めるという内容でございました。

3段落目でございますが、私ども、平成18年2月に市政改革マニフェストを策定いたしまして、この中でも、ごみ処理手数料体系全体のあり方とともに、ごみ処理手数料の

改定についても検討することを明記しておりまして、その視点といたしまして、ごみ減量・リサイクルの推進、それから排出事業者責任の徹底、原価主義、市民への説明責任を掲げているところでございます。

大阪市におきましては、事業系ごみの処理量がごみ処理量全体の約6割を占めている状況でございまして、事業系ごみの減量対策は緊急性、重要性が高く、ごみ減量・リサイクルの一層の推進を図るためには、経済的インセンティブの活用も含めて、ごみ処理手数料のあり方を考える必要があるという認識でございます。

今回、ごみ処理手数料につきましていろいろご議論いただきまして、集約ということでございますけれども、これは推進審議会で別途検討を進めております「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」のひとつの柱でございまして、ごみ処理手数料のあり方、これに伴う施策についての考え方を示すという観点で本報告を行いたいということを書いてございます。

2ページ、「2. 審議の経過」でございます。平成20年7月18日に大阪市長から「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について諮問がございました。その中でもごみ処理手数料問題につきましては、喫緊の課題であるとともに、特に専門的知識を要する問題であるという認識がございまして、客観的かつ学術的な検討を効率的に行う観点から本部会を設置させていただきまして、9月8日から計6回にわたる審議をさせていただいたところでございます。

「3. 手数料の現状と考慮すべき要因」でございます。本市のごみ処理手数料につきましては、条例の30条及び33条で定められておりますが、この規定につきましては平成4年4月に改正して以降、現在に至っております。規則の改定、廃止等はその間ございましたけれども、基本的には17年間据え置かれている状況にございます。表1を見ていただきますと、平成4年に改定して、そこで決まった金額が基本的に現在も生きているということでございます。

3ページ、近年の状況でございますけれども、循環型社会の構築に向けた3Rの推進、それから国レベルでもごみ処理の有料化といった方針が示されているということで、社会経済環境が大きく変化している中で、今回、手数料体系全般を見直す議論が必要になってきております。特に、排出事業者からいただいているごみ処理手数料のうち、焼却と埋立に関する処分手数料が実際にかかっている処理コストから大きく乖離しております。10kg当たりの処分手数料は、現行58円となっておりますが、平成19年度実

續の処分原価は10kg当たり 117円で、処理コストと大きく乖離していること、また、大阪市のごみ処理手数料は、政令指定都市の平均の概ね半分程度で、他都市と比べましても安価になっているということで、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性の確保といった観点から、一定の検討が必要になっているという認識でございます。

下の図1を見ていただきますと、一番右端が政令指定都市平均で、我々が20年6月にデータをとった段階では指定都市の平均は 118円程度と聞いております。それに対して私どもは58円ということで、他都市と比べましても低い水準、安価でございます。

次に4ページ、一番上段は、これから議論いたします処理手数料、処分手数料という言葉が出てまいりますので、簡単に図表を入れております。処理手数料全般のうち、焼却と埋立処分に係る部分が処分手数料でございまして、ここが先ほどの10kg当たり58円でございます。

なお、大阪市の条例における規定では、収集にかかる手数料につきましては、家庭系・事業系の区別がまずございません。そういった前提のもとに、収集の頻度、例えば定日収集、それから毎日収集、あるいは排出量、1日平均排出量が10kg以上であるかどうかによって金額が定められているのが現状でございます。そのため、本来ですと排出事業者処理責任がある事業系ごみにつきましても、1日平均排出量が10kg未満であれば、週2回の定日収集の場合、直営による無料収集となっております。

下の表2を見ていただきますと、「市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分」は、10kgまでごとに58円となっております。これが家庭系・事業系の区別がないということと、10kgという形で線が引かれているということでございます。

5ページ、「4. 具体的な検討項目」でございます。(1) 適正なごみ処理手数料でございますが、本市のごみ処理手数料は他都市と比べても安価であると申し上げましたが、あるべき適正なごみ処理手数料の設定について考え方の整理が必要でございます。ごみ処理手数料の基準につきましては、ごみ処理原価に基づく金額と、これを基本としつつ政策的な金額の加減、例えばごみ処理原価 $\pm \alpha$ を行うことが考えられます。平成19年度のごみ処理原価を手数料にそのまま反映させると、現行手数料を大きく上回ります。下の図を見ていただきますと、t当たり処分原価1万 1,711円とございますが、これを10kg当たりに戻しますと 117円となって、現在の58円を大きく上回る形になってまいります。したがって、今後、ごみ処理原価を基本とする手数料の設定を考える場合でも、排出事業者の理解を得るためのコスト削減に向けた努力が必要であると述べら

れております。

次に、6 ページでございます。処分手数料の改定によるごみ減量の効果を見た場合、他都市の実施状況を見ると、手数料の改定と同時に、資源化の促進といった観点から資源化可能物の搬入禁止、指定袋制度の導入など、並行的に何らかの減量施策が実施されている都市では大きな減量効果が見られると述べられております。下の表3にそれをお示ししております。例えば名古屋市は、平成16年4月に改定されておりますが、この際にほかのいろいろな並行的な施策を実施いたしました結果、私どもの調査では11.3%の減量効果があったと理解しております。最近ですと神戸市さんが平成19年4月に有料指定袋制を導入されて手数料改定も行われたということで、平均して27.8%という大きな減量効果が出ております。有料指定袋制度の新規導入といった施策を同時に実施することによりまして、減量効果が大きく出ている状況が示されております。

7 ページ、(2) 処分手数料の徴収でございます。現在の手数料徴収の方法は、排出事業者が自ら焼却工場へごみを持ち込まれる場合は、処分手数料を直接大阪市に支払う形になっております。一方、多く行われておりますのが収集を許可業者に委託する場合で、処分手数料を含むごみ処理料金が契約上の料金となっておりまして、その料金が排出事業者と許可業者の間でやり取りされることになっております。実際に大阪市が受け取る処分手数料は、排出事業者から直接大阪市に支払われる仕組みではなくて、許可業者から間接的に支払われております。

下の図3を見ていただきますと、収集を許可業者に委託する場合、処分手数料を含んだ料金で委託契約がされる形でございます。最終的な処分手数料は、許可業者と大阪市環境局との間で請求・納入という形でやり取りがされております。こういう意味で、現在の手数料徴収は、間接的な負担になっているということでございます。

8 ページに移っていただきまして、先ほど申し上げた手数料の徴収方法ですと、排出事業者が収集運搬を委託する場合に、自分が負担すべき処分手数料がわかりにくい。要は、廃棄物の処理・処分にどのくらいお金がかかっているのかが一義的にはわかりにくいため、排出事業者がごみを減らそうとされる努力に結びつきにくいという問題点があるという認識がございます。それから、許可業者の方々からヒアリングをさせていただきましたが、過去の手数料改定の際に改定分の転嫁を円滑に行うことが困難であったということで、現在のシステムだとそういう問題点があるという意見もございました。

こういう問題点を解決する方法として、他都市では、袋価格に処分手数料を上乗せし

た有料指定袋制度の導入といった事例がございます。図4を見ていただきますと、販売店から排出事業者は指定袋を購入いただき、この袋の購入で処分手数料を直接負担する形になります。これが今の有料指定袋制度の仕組みでございます。

ただ、有料指定袋制度につきましては、排出事業者が負担する処分料金が明確になるということ、それからごみ減量に対する意識づけの促進といったメリットがございますが、一方で指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱い、それから許可業者が収集するアパート・マンションの取り扱いについて具体的な検討が必要でございます。

9ページの図5でございますが、有料指定袋制度のメリットとデメリットを書いております。メリットにつきましては、処分手数料が明確になること、排出者のごみ減量に対する意識づけが促進されるということ。一方、デメリットにつきましては、指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱いの検討が必要、許可業者が収集しておられますアパート・マンションの取り扱いということで、ここにはそれに対する各都市の対応策が簡単に書いてありますが、こういったことを具体的に検討していく必要がございます。

こういった点は、許可業者の方々からのヒアリングの場でもやはり指摘されておまして、特に指定袋での排出が難しいケースについて具体的な事例をお聞かせいただきましたし、有料指定袋制度への移行は、今までの排出方法、契約方法にも大きな変更をもたらすため、排出事業者に混乱が生じるおそれがあるということで、慎重な検討を求めるといったご意見がございました。

一方、表3にございましたように、有料指定袋制度をすでに導入しております広島市、神戸市におきましては、比較的大きな減量効果が確認されているといった状況もございます。

10ページ、(3) 排出量の認定基準の問題でございます。現行の条例における手数料算定の単位は重量(10kgごと)になっておりますが、私ども、「ごみ等有料事務取扱要領」を持っておりまして、袋で排出されるごみの容量と重量との換算比率がございます。この「要領」では、平均比重を3分の1とする重量換算値を規定しておりまして、

ごみ袋で排出される容量を重量に換算する。具体的には、45L袋1個につきましては15kgという換算で手数料の認定を行っているのが現在の状況でございます。

図6を見ていただきますと、条例30条の3項に「前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める」ということで、「ごみ等有料処理事務取扱要領」は昭和47年に制定されたものでございますけれども、この第2条に「平均比重

1／3として算出する」。具体的には、ポリ容器45L＝15kg基準として処理量を認定する。こういった基準に基づいて現在までやられております。

この換算値につきましては、最近私どもで実施いたしました「家庭ごみ組成分析調査（平成18年度）」での普通ごみの見かけ比重は0.13であったこと、平成19年度には「事業系ごみ排出実態調査」をやっております、この際の結果が比重0.11でございまして、実態と「ごみ等有料事務取扱要領」の3分の1基準との間で大きな乖離が出ていることが問題となっております。他の政令指定都市の状況を調べますと、換算する平均比重については、表4のように0.2程度のところが多いという状況でございます。こういったことで、私どもの3分の1比重につきましても、見直す時期が来ているという認識でございます。

12ページ、(4)無料収集の範囲でございます。大阪市におけます直営のごみ収集は、家庭系・事業系にかかわらず、1日平均排出量が10kg未満の場合、週2回の定日収集であれば無料で収集している実態がでございます。特に1日平均のごみ排出量が10kg未満の事業所、「10kg未満事業所」と呼んでおりますけれども、この取り扱いについては、排出事業者責任の徹底、ごみ減量の促進といったことから、廃止の検討を行う必要があるということでございます。

なお、現在、大阪市が無料で収集しております10kg未満事業所につきましては、図7にございますように、平成18年度の調査で8万2,000件、年間排出量8万7,000t程度でございます。そのうち、単独で存在する事業所は4万5,000件、住居と併設で事業所があるケースが3万7,000件でございます。単独事業所の場合は、排出されるものはすべて基本的には事業系ごみになろうかと思われませんが、住居併設事業所につきましては、実質的に家庭系のごみと事業系のごみの分別が難しいだろうと推測されますことから、その取り扱いについても一定の検討が必要ではないかという認識を書かせていただいております。

(1)から(4)までの課題につきまして、まず認識をお示ししました上で、「5.ごみ減量・リサイクルの促進に向けたごみ処理手数料のあり方」の提言を13ページ以降にまとめております。

まず、1点目は、原価を反映した手数料の設定でございまして、ごみ処理手数料につきましては、排出事業者責任の徹底という観点から、適正な処理費用負担を求めることが原則ということで、ごみ処理原価を基本として、ごみ収集サービスの提供から受ける

利益、ごみ減量施策に与える効果等を総合的に勘案して設定されるべきであることを示しております。

参考1、参考2は、部会でお示ししました資料の抜粋でございます。家庭系ごみ有料化にかかる研究に基づきますと、指定袋の価格を1%上げると、ごみ排出量を0.082%減少させるという研究成果が示されております。試算値を書いておりますけれども、10kg当たり80円になれば、3.1%の減量効果があることを示しております。参考2では、環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」も基本的には家庭系のごみについて述べたものでございますけれども、1L当たりの袋の価格が1円～2円増えますと、10%強の排出抑制効果が見込めるという認識が示されております。このへんを参考にしながら、適正なごみ処理手数料の設定が必要と考えているところでございます。

14ページ、小さな内容でございますけれども、現在、私ども、破碎処理するごみについては別途の処分手数料はいただいておりますが、原価主義ということで申し上げますと、破碎処理が必要なごみについても、破碎処理原価に基づく手数料を別途設定することを検討すべきでございます。ただ、一方で、手数料にごみ処理原価を反映して、受益者に対して多くの負担を求めるためには、大阪市においても、事業の一層の効率化を図り、経費の節減に努めることが肝要であるということで、私どもに対するご指摘をいただいているところでございます。

(2) 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討。縷々申し上げましたように、現行のごみ処理手数料の仕組みについては、どうしても排出事業者がごみ処理にかかる費用負担を認識しにくいこと、手数料改定の際、改定分の転嫁が難しいといった課題がございます。こういった問題に対処するため、他都市におきましては有料指定袋制度の導入が新たに進められている。有料指定袋制度につきましては、排出事業者が直接費用負担をする方式で、ごみ減量に向けた意識の向上に資するという、ごみの適正区分・適正処理を促す効果も期待できる。すでに導入している他都市においては、ほかの施策と相まってということでございますけれども、比較的大きな減量効果が確認されておまして、ごみ減量の観点から非常に有効な手法と考えられますので、今後、大阪市において、ごみ処理手数料のあり方を検討する事例として、具体的な検討が進められるべきであるということでございます。

有料指定袋制度につきましては、ほかの課題もございまして、袋に入れられない場合

どうするのかといったことにかかわって、一定の例外措置についても検討する必要がございます。ただ、有料指定袋を導入する本来の目的から言いますと、例外措置の設定は必要最小限にとどめるべきであるというご指摘をいただいております。

次に、15ページ。有料指定袋制度の実施につきましては、これまでのごみ処理手数料の制度を大きく変更することになりますので、排出事業者、それから許可業者に対しまして、当該制度の周知徹底に努めるとともに、啓発・指導をより一層強化する必要があります。私どもに与えられた宿題といえますか、ご指摘をいただいているところでございます。

(3) 手数料の基準変更でございます。重量換算値につきましては、「ごみ等有料処理事務取扱要領」で平均比重3分の1でやってきておりましたが、近年のごみ質の変化に伴いまして、実際の重量との間に相当程度の乖離が生じてきており、実態に見合った見直しが必要となっております。大阪市で行いました事業系ごみ・家庭系ごみの調査や他都市の状況等も勘案して、平均比重は当面0.2、45L袋1枚で換算いたしますと9kg程度にすることが妥当と考えられます。これにつきましては、今後、ごみ減量・リサイクルが進んでいきますと、排出事業者の意識も変化するでしょうし、ごみの排出状況等も大きく変わってまいることが予想されますので、引き続き事業系ごみの排出実態調査等を行いまして、係数については必要に応じて見直しを随時行っていくべきということを書かせていただいております。

16ページ、(4) 事業系ごみにかかる10kg未満無料規定の見直しでございます。排出事業者責任の徹底といった観点から、排出量にかかわらず、事業系ごみは有料収集とすべきということ、それから平均排出日量10kg未満の事業系ごみの無料収集についても、見直しを検討すべきということでございます。また、住居併設事業所の取り扱いについても、責任の徹底という観点から、事業者の責務として家庭系ごみと事業系ごみを分離して排出していただくよう促していく必要があるということでございます。。

それから、許可業者からのヒアリングにおきまして、10kg未満事業所を有料化する場合に、その収集を許可業者に委ねてほしい、委ねるべきだという意見がございましたが、これにつきましては、収集運搬の手法の問題でございますので、大阪市が判断すべき事項ということで書かせていただいております。

(5) 許可業者が収集するアパート・マンションの取り扱い。これがかなり大きな問題でございまして、一部のアパート・マンションについては、ごみ処理の簡便性、衛生

状態の保持といったさまざまな事情がございまして、有料であっても毎日収集がありがたいということで、ごみの毎日収集を望む声が非常に多ございます。許可業者の方々も、それに対応した形で作業を行っておられます。ただ、有料を前提に選択の自由を認めるのも一つの考え方でございますけれども、いつでもごみを出せる状況があることにつきましては、ごみ減量の観点から好ましくないということで、ごみ減量・分別の促進といった観点から、大阪市はより一層定日収集と分別排出等について協力を得るように努力しなさいということがございます。

また、許可業者が収集するアパート・マンションから排出されるごみにつきましては、あくまでも家庭系のごみでございますので、廃棄物処理法上もその処理責任は大阪市にあるという認識でございます。今回、事業系ごみについて有料指定袋制度に移行する場合でも、アパート・マンションにつきましては、原則指定袋制度の対象外とすべきであるという認識を書かせていただいております。許可業者の方々が引き続きそういう前提のもとでアパート・マンションのごみを収集される場合、有料になりますと、事業系ごみの便乗排出など不適正搬入の懸念がございまして、このへんのことを未然に防止する方策についても検討する必要があることを付言しております。

(6) その他の留意点。1点目は、手数料の値上げとか有料指定袋制度を実施した都市では、不法投棄の増加が見られるということ。それから、減量後のリバウンドが見られるので、このへんを考えないといかんというご指摘がございました。大阪市がこれから手数料の改定とか有料指定袋制度の導入を実施する場合には、不法投棄の増加のほか、リバウンドによる減量効果の減退も勘案して、手数料水準の設定をされたいということ。それから、ほかの減量施策につきましても並行的に展開する必要がある。こういったことを含めた総合的な見地からの検討が必要であるということで括らせていただいております。

18ページ、「6. おわりに」。今回、検討部会でご議論いただきましたのは、ごみ減量・リサイクルを一層推進するために、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性といった観点から論点を整理いたしまして、一定のごみ処理手数料のあり方についての方向性をとりまとめていただきました。今後、具体の検討を進めるに当たって、以下の3点について再度付言をしておきたいということで、確認をしております。

1点目は、ごみ処理手数料のあり方の検討につきましては、ごみ減量・リサイクルの促進が主たる目的であり、あくまでも排出事業者に対して、ごみ減量・リサイクルに取

り組むきっかけ、インセンティブを与えるために実施するものであることを確認しておきたいということ。

2点目は、今後、大阪市で検討されるであろうごみ処理手数料の改定につきましては、ごみ減量の一方策でありまして、他の政策との併用によって相乗的な効果が得られるということでございます。排出事業者がごみ減量・リサイクル、さらには適正処理を進めていくお気持ちを持たれるような環境整備についても、行政として十分配慮する必要があるということを書いております。

3点目でございますが、有料指定袋制度を導入する場合は、手数料徴収に係るこれまでの仕組みを大きく変更することになりますので、制度変更の周知・啓発に当たっては、これまで以上にきめ細かく丁寧な対応が必要であるとまとめさせていただいております。

あと、名簿とこれまでの議論の経過を19ページ、20ページに記載しております。

前回の方向性を受けまして、具体の『報告（案）』をまとめさせていただきました。これまで文書で部会委員の皆様とやり取りさせていただきまして、我々事務局として訂正等しておりますので、改めてご意見いただければと考えております。よろしく願いいたします。

○村田部会長

ありがとうございました。今、言われましたとおり、事前にこの案をお送りいただいて、検討させていただいた経過があります。ですから、かなり要領よくまとめられているのではないかと思いますけれども、さらに何かご意見がございましたら。

○竹内委員

全般的には、これまで議論してきたことが手短かにまとめられていて、すごくいい内容になっていると思いますので、さほど大きな点はないですけれども、3点ぐらい述べさせていただきます。

一つは、学術論文とこういった報告書はたぶん書き方が違うだろうと思いますけれども、やはり参考文献リストがないと、私はすごく気持ち悪いというか、神戸大学の卒業論文だったら、たぶん事務のところではねられてしまうというところがあります。例えば13ページの減量効果についての文献とか、17ページの不法投棄や減量後のリバウンドが見られるという報告は一体どこに書いてあるのかということをちゃんと示して、最後にリストとしてまとめることが必要ではないかと思います。書式の問題が1点です。

2つ目は、16ページ、10kg未満の無料規定の見直しについて、10kg未満事業所を有料化する場合には、許可業者による収集に任せるか、引き続き直営で収集するかについては、主体的に大阪市が判断すべき事項であるということで、その理由として「廃棄物処理法に規定される市町村の処理責任の観点などから」と書いてあります。私は、これも大事な点だけれども、もう一つ、費用対効果というのももちろん大事なので、「事業の費用効果も考えながら判断すべき事項である」と書いたほうが、よりバランスをとった内容になるのではないかと思います。

最後に、今回検討部会ではあまり議論できなかったというか、されなかったというか、対象になっていなかったのも、個人的に心残りだなと感じているのは、有料化の議論が一般廃棄物の中に含まれる事業系ごみの話だけに絞られていて、家庭系ごみの有料化をどうするのかという話が結局議論されなかったのも、今後、長期的な視点として、そういったところも織り込んでいく必要があるのではないかと。これは個人的な意見ですが、思っております。以上、3点です。

○深津課長

参考文献リスト等々につきましては、考慮させていただきたいと思ひますし、費用対効果の観点も16ページに入れていくのがいいと考えておりますので、そのように調整をさせていただきたいと思ひます。

それから、事業系のみ有料化についての議論に終始したということでございますが、最初にも申し上げましたように、大阪市のごみの現状を見ますと、家庭系については順調に減ってきているということ、他都市との比較においても、どちらかと言うと排出量が少ない部類に属しているという現状の中で、今どうしても家庭系ごみを有料化してごみ減量施策を進めないといかんという状況にはないのではないかと。私どもの認識がございまして、家庭系の有料化については今回は除外させていただくと申し上げました。ただ、今、大きな流れの中で家庭系の有料化も進められておりますので、将来、そういう時期が来れば、また検討することもあるのかなと理解しているところでございます。

○藤田委員

全体として我々の意見がよく反映されていると思ひます。これは竹内先生と同じです。

一つは、17ページのその他の留意点で、減量後のリバウンドが見られるとか、不法投

棄の増加ということが書かれておりますが、この文章はこれで結構だと思うのですけれども、例えば不法投棄というのは、よく言われているのは、越境も含めての不法投棄だと思いますけれども、現実問題として、例えば他都市との情報交換なんかは現在もやられているのかどうか。それはどういう状況で定時に情報交換をして、極端に言えば例えば大阪市が事業系ごみの有料化に踏み切ったためによそが非常に増えたとか、そういうことの情報交換はどういうふうにされるのか。文章はこれで結構ですけれども、それが気になったというのが1点です。

もう一つは、私もちょっと想像ができないのですけれども、14ページの最後、例外措置は必要最小限にとどめるということも、文章としてはこうしか書けないと思いますけど、それでは一体この例外措置とはどんなものがあるのだろうかというのを知りたい。今すっと思ったのは、破碎処理が必要云々というのがあるので、ひょっとしたら剪定枝なんかは入ってくるのかなと思ったのですけど、そのほかですと、例えば大型ごみになればまた別の収集システムがあるので、それをお聞きしたい。この2点がちょっと気になった点です。

○松本事業改革担当課長

不法投棄の件ですが、具体的に他都市との情報交換はやっておりません。今後、こういった形で手数料を改定した場合にどうかということについては、逆に大阪市に現在が入ってきているほうが多いのかなという状況ですので、今ご指摘の点も含めまして、検討していきたいと思います。

○深津課長

それから、ただいまご指摘いただきました例外措置ですね。確かに剪定枝なんかは一つの例かなと思います。おそらく先生がおっしゃっているのは、袋制度を入れるのであれば、例外措置は少なくしてやっていけという観点からご指摘いただいたと思います。私どもも、実際もう少し現実の姿を聞きまして、また見まして、本当に必要なものに限定した形での例外措置を考えたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○村田部会長

私自身、ちょっと気になったところは、9ページのメリット、デメリットの絵があります。右側の一番下に神戸市の例があがっていますがけれども、アパート・マンションも指定袋制度を適用ということは、大阪市が今考えていることと少し違うのかなあという

感じなんですけれども、その次は、直営への誘導を図るというようなことが書いてあります。アパート・マンションは、許可業者ではなくて神戸市の車で収集させるということなんですかね。このへんをちょっと説明していただきたいのですけど。こういうことをわざわざ大阪市の場合に書く必要性というか、その点はどうなのでしょう。

○松本課長

この欄につきましては、神戸市と広島市に確認をした内容について記載させていただいております。神戸市では、アパート・マンションについては基本的には直営のほうへ誘導されるわけなんですけれども、結果的に引き続いて許可業者に委ねられる場合には有料指定袋で行く。広島市の場合は、大阪市で考えております内容と似たような制度適用外ということで、許可業者を通じた料金徴収を継続されているということ。大阪市では、対象外ということで考えております。

○村田部会長

ここに書くということの効果ですね。大阪市もこうするのかという話に読み取れないか。

○松本課長

そういうことではございませんで、ほかのやり方があるということです。

○村田部会長

あるということだけ、例示だけなんです。これを書くことによって、この報告書が神戸市もやっているから大阪市もという含意があるととられるとどうかなと、それだけの話なんです。

○松本課長

そういうことではございませんので。

○藤田委員

報告書としてはここまでかなと思うのですけど、基本のところは、排出者に対してできるだけごみ減量を促すという姿勢でやっておられるわけですが、その時に2つあって、まったくごみを出さないというやり方。例えばペーパーレスにするとか、いろんなことがあると思います。もう1点は、紙は出るけれどもリサイクルルートに回すという方向があると思うんですね。その場合に、この部会でも検討したと思いますけれども、事業者がリサイクルルートへ出す時には、大阪市はどういう関与をしていくのかというのがちょっとよくわからない。例えば自治会等が集団回収するのであれば、例えばイン

センティブを与えるために、今年からたくさんバックするとか、報奨金を与えるというやり方をしているのですが、彼らはどうなんだろうというのはいかがですか。

○深津課長

まず、紙ごみの再生資源のリサイクルをされておられる方々の実態が、我々、まだ十分把握できておりません。聞くところによりますと、組織化された方々も一方でおられれば、全然組織化されていない方々もいて、特に許可制度とかがない事業でございしますので、自由に事業をやっておられる部分がありまして、なかなか実態が把握しにくいということでございます。大阪市としては、まず実態を把握しなければならないということで、現在、取り組んでいるところでございます。

その実態を把握した上で、そういう方々のリスト、メニューをつくりまして、情報提供という形で排出事業者にお示しし、排出事業者とリサイクル事業者とをマッチングするといえますか、仲を取り持つような形でのコーディネートが行政としてやらなければいけないことなのかなと。そういったことからまずやっていく必要があると考えております。

○村田部会長

そのほか、いかがでしょうか。

事前に配付された資料に基づいて各委員の先生の意見も反映されているのではないかと考えておりますが、田村先生から事前にご連絡はございませんでしたか。

それでは、今日の先生方の意見を踏まえて確定していくということでしょうか。

最終的にはこの部会報告を確定させて、本審議会に乗せていくことになるかと思えます。スケジュールその他、事務局から何か説明がございましたら。

○深津課長

本日いただきました意見も踏まえまして、再度、精査させていただき、村田部会長とご相談して最終的な確定をしてまいりたいと考えております。この部会報告につきましては、審議会に上げまして、最終的に議論いただき、答申をいただくという形を考えております。審議会の開催日程は、来週火曜日、28日の10時から、こちらの場所で予定しております。よろしくお願いいたします。

○村田部会長

さっきちょっと忘れたのですが、16ページの廃棄物の処理責任、「廃棄物処理法に規

定される市町村の処理責任の観点などから」の「など」のほうには竹内先生から指摘がありました。ところが、市町村の処理責任というのは当たり前の話で、産業廃棄物は排出事業者の処理責任ですね。一般廃棄物は、事業系も家庭系も含めて市町村の処理責任で、当たり前の話を書いてあるので、あえてここで言う必要はないのではないかなという感じですね。むしろ先ほどの竹内先生の費用対効果というのがかなり重要な要素ではないかと思います。さっき付け加えるのを忘れましたので。

ほかにならないようでしたら、本日の部会を終了させていただきたいと思います。

○山崎課長代理

本日は、委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。村田部会長からもございましたように、この手数料あり方検討部会の開催は、本日をもって最終となります。この間、村田部会長をはじめ委員の皆様方には、格段のご協力をいただき、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後も審議会の審議がございましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、閉会とさせていただきます。

閉 会 午前11時